



2024年5月14日

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

市場動向や業績見通し等を総合的に勘案し、機動的な資本政策の遂行による資本効率の向上を通じて、株主の皆さまへの利益還元を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 400万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.58%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 10億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2024年5月15日～2024年6月21日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. ご参考

2024年3月31日時点の自己株式の保有	
発行済株式数（自己株式を除く）	252,263,885株
自己株式数	236,115株

以上